

令和5年(ネ)第3714号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 宗像充外10名

被控訴人 国

証拠説明書13

令和5年8月23日

東京高等裁判所第16民事部亦係 御中

控訴人訴訟代理人 弁護士 稲坂 将成

弁護士 古賀 礼子

弁護士 富田 隼



号証	標目 (原本・ 写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲80	【文献】 『憲法 第7版』 120頁～123頁 (写し)	2019年 3月8日	東京大学 法学部 教授 芦部信喜 ・ 東京大学 名誉 享受 高橋和之	文献中「個人の人格的生存 に不可欠な利益を内容とする 権利の総体を言う（人格的 利益説）。」との記載が あること等。

甲 8 1	<p>【文献】 『注釈日本国憲法(2) - 10条-24条』) 99頁～107頁 (写し)</p>	平成29年 1月30日	京都大学 法学系 教授 土井真一	<p>文献中「問題となる自由が 人格的生存に資するもの、あ るいは、人格的生存に合理的 関連を有するものである限 り、「幸福追求権」規定の保 護範囲に含まれると解され る。そして、実際には、保障 を推定した上で、自己または 他者的人格的生存を害する ものを控除するという消極 的な手法をとることになろ う。」という記載があり、 控訴人の主張に沿うこと等</p>
甲 8 2	<p>【文献】 『日本国憲法論 [第2版]』 193頁～199頁 、212頁～217 頁 (写し)</p>	2020年 9月20日	京都大学 名誉教授 佐藤幸治	<p>文献中「家族の形成・維持 にかかわる事柄」について 、「家族関係は、世代を追 って文化や価値を伝えてい く」という意味で、社会の多 元性の維持にとって基本的 な条件である。そしてそれ は、個人の自己実現・自己 表現という人格的価値を有 するがゆえに、基本的には</p>

				、人格的自律権の問題と解 される」との記載があり、 控訴人の主張に沿うこと等 。
甲83	大阪地方裁判所 令和5年7月31日 判決 (令和3年(ワ) 第11934号 損害賠償請求事件) (写し)	令和5年 7月31日	裁判官 林潤 棚橋知子 吉田純	大阪地裁判決において、「 国家から不当に介入される ことのない自由権としての 「子が親に養育される自由」 「親が子を養育する自由」はいずれも個人の人格的 生存に不可欠な利益という べきであり、憲法上の権利 として保障される人格権の 一内容として、憲法13条 によって保障されると解す るのが相当である。」との 判断があり、養育権の人権 性が認められたこと等